

【参考：「豊中市飲用井戸等衛生管理指導要領」で定める水質検査の実施項目と頻度について】

次の表を参考に水質検査を実施してください。（●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目）

水道法の水質基準項目（平成15年厚生労働省令第101号）

令和4年4月1日現在

	水質基準項目	水質基準値	使用開始時に実施する項目	年1回以上定期的に実施する項目	水に異常がある恐れがあるとき
1	一般細菌	100集落/mL以下	●	●	○
2	大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	●	○	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	●	○	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	●	○	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	●	○	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	●	○	○
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	●	○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	●	●	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	●	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	●	○	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	●	○	○
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	●	○	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	●	○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	●	○	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	●	○	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	○	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	○	○
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	●	○	○
21	塩素酸	0.6mg/L以下	○	○	○
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○	○
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○	○
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	○	○	○
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	○	○
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○	○
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	○	○	○
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○	○
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	○	○	○
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	●	○	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	●	○	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	●	●	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	●	○	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	●	○	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	●	●	○
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	●	○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	●	○	○
40	蒸発残留物	500mg/L以下	●	○	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	●	○	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	○	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○	○
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	●	○	○
45	フェノール類	0.005mg/L以下	●	○	○
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下	●	●	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	●	○
48	味	異常でないこと	●	●	○
49	臭気	異常でないこと	●	●	○
50	色度	5度以下	●	●	○
51	濁度	2度以下	●	●	○